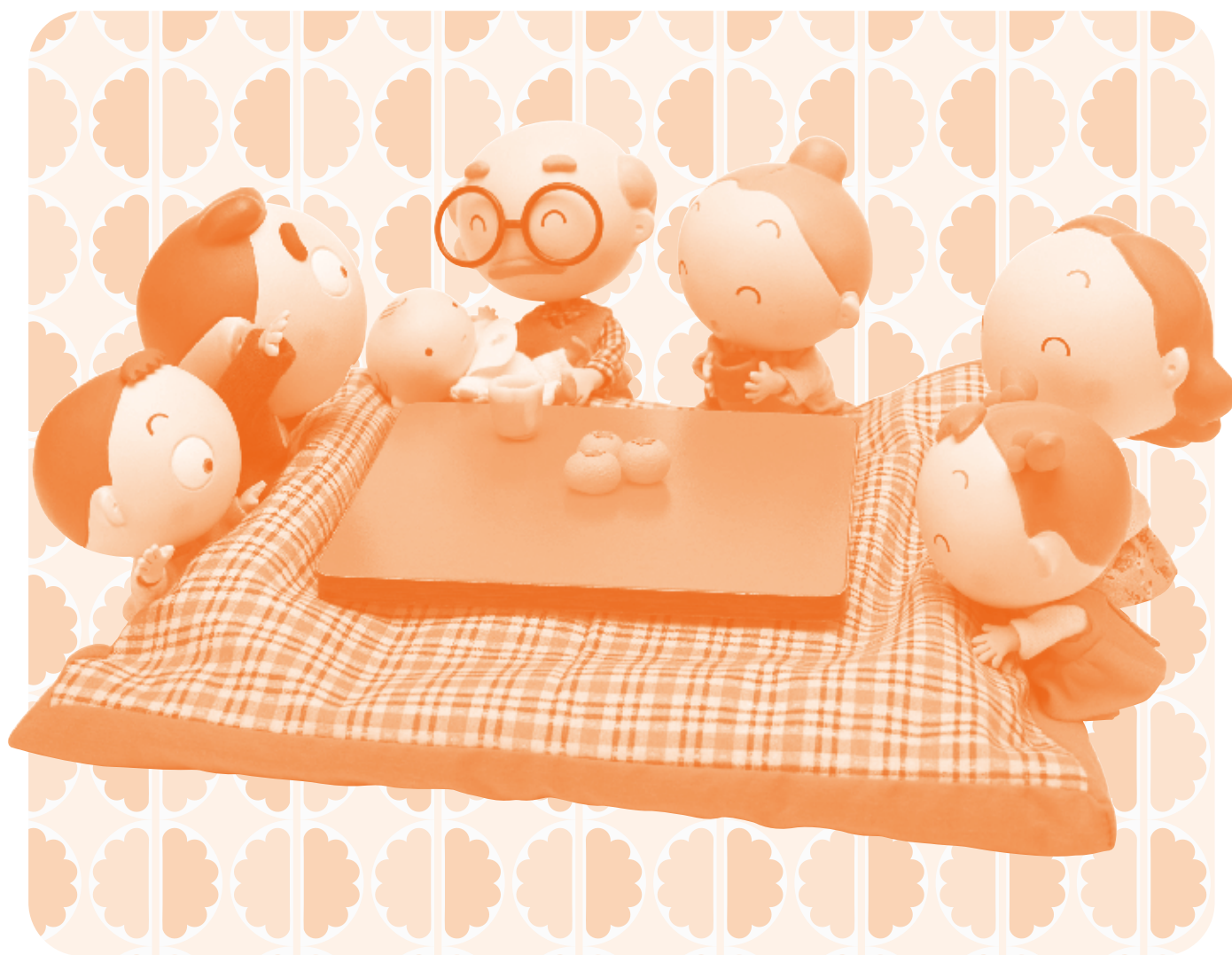


やまびこ

題字／坂本昭文

vol.42
2013.03



素敵なまち、それはあなたのまちです。

もくじ

- | | | | |
|------------------------------|---|----------------------------|---|
| ●平成25年度予算 | 2 | ●介護相談員にご相談ください | 5 |
| ●権利擁護研修会を開催しました | 3 | ●利用者負担の軽減事業があります | 6 |
| ●南部箕蚊屋広域連合議会議員が選出されました | 3 | ●介護保険料のお納め忘れはありませんか？ | 7 |
| ●認知症予防講演会を開催しました | 4 | ●地域包括支援センターだより | 8 |

平成25年度予算

平成 25 年度の一般会計、介護保険事業特別会計予算について、南部箕蚊屋広域連合議会 2 月定例議会で可決承認されました。

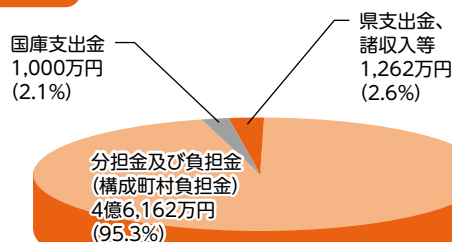
一般会計

総額 4億8,424万円 前年度対比 2,035万円の増額

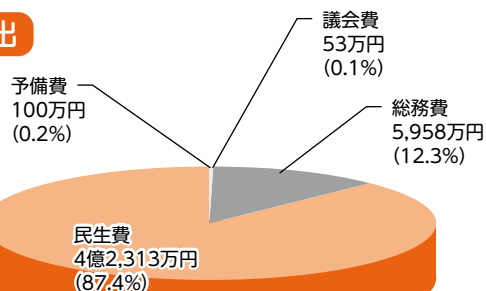
歳入の主なものは、構成町村からの負担金(4億6,162万円)です。また、国庫支出金は定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の整備のための交付金(1,000万円)です。

歳出の主なものは、民生費の介護保険事業特別会計への繰出金3億5,576万円です。また、民生費には事業所の整備のための補助金(1,000万円)が含まれています。総務費は、南部箕蚊屋広域連合の運営に係る経費です。

歳入



歳出



介護保険事業特別会計

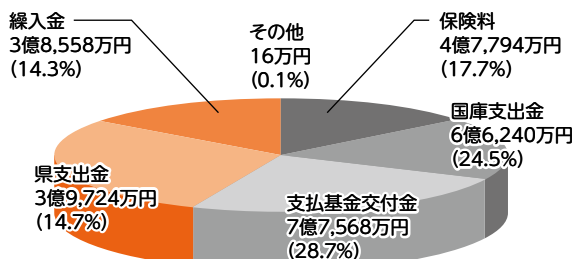
総額 26億9,900万円 前年度対比 7,000万円の増額

歳入では、保険料を前年度と比べて958万円増額し、4億7,794万円を見込みました。また、歳出の介護給付費の増額に伴い、国庫支出金や支払基金交付金を増額しています。

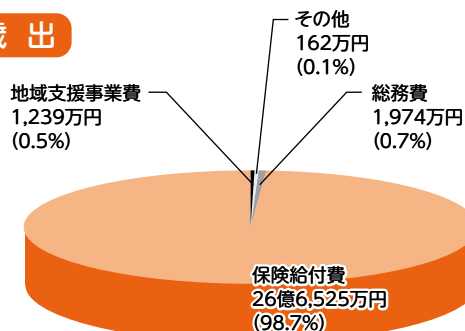
歳出の主なものは保険給付費で、前年度と比べて9,840万円増額し、26億6,525万円を見込みました。保険給付費の主な内訳は、要介護認定を受けた方が介護保険サービスを利用されたときの費用23億5,680万円、要支援認定を受けた方が介護保険のサービスを利用されたときの費用1億2,843万円、高額介護(予防)サービス費4,278万円、特定入所者介護(予防)サービス費1億2,958万円などです。

また、地域支援事業費は、各地域包括支援センターが連携して実施する事業や介護を予防するための事業の経費です。

歳入



歳出



権利擁護研修会を開催しました



平成24年11月20日に南部町天萬庁舎多目的ホールで権利擁護研修会を開催しました。『地域で見守り防ぐ消費者トラブル』と題し、特定非営利活動法人コンシューマーズサポート鳥取副理事長の福田登代子さんにご講演いただきました。

講師の福田さんは、鳥取県消費生活センター西部相談室の消費生活相談員として長年、様々な相談を受けておられます。その経験から、様々な被害事例（社債・健康食品など）をもとに、具体的な対処方法を話していただきました。

悪質業者は、言葉巧みに高齢者に近づき、多くの人が気にかけている「お金」「健康」「孤独」について不安をあおり、大切な財産を狙ってきます。こうしたトラブルを防ぐためには、家族はもちろん、地域の見守りが非常に重要です。

電話がしつこくかかるなど少しでもおかしいと思われた時は、各町村の消費生活相談窓口、消費生活センター、各町村地域包括支援センターなどにご相談ください。

南部箕蚊屋広域連合議会議員が選出されました

南部町議会議員の改選によって、南部町議会から新たに選出された広域連合議会議員は次の4人です。任期は平成28年10月23日までです。

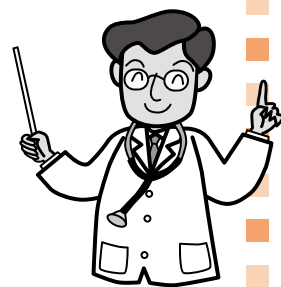
秦	伊知郎	議員
井田	章雄	議員
真壁	容子	議員
細田	元教	議員



2月5日の臨時議会で議長・副議長が就任されました。

議長	橋井 満義	議員（日吉津村選出）
副議長	幸本 元	議員（伯耆町選出）

認知症予防講演会を開催しました



平成 25 年 1 月 27 日、南部町のプラザ西伯で「認知症予防講演会」を開催し、約 220 名の方に参加いただきました。

第一部では、認知症の方を介護しておられる家族の方に介護体験を発表していただきました。発表者の方々は母親や妻の介護の様子を振り返られ、認知症状がでたときの戸惑いや悲しみ、介護の肉体的負担などを率直に語られました。そして、つらいときには同じ立場で思いを語り合える家族会の存在に支えられたと話され、在宅で介護を続けていくには家族や地域の理解、協力が必要であることが伝わりました。

第二部では、講師の片山禎夫先生（川崎医科大学神経内科）に、「認知症の発症予防と進行予防」～豊かな人生を目指して、地域の中で～と題して、講演いただきました。先生には、認知症の症状である失見当識・失認・失行などについてや、症状が起こる仕組みについ



て、また症状によって支援の仕方が異なることをわかりやすくお話していただきました。そして認知症は周りの環境や適切な対応で発症予防や進行予防ができること、予防に必要なことは「楽しいコミュニケーション」と「リラックスした環境」であり、認知症の方のケアには周りの方の笑顔が一番大切であると話されました。また医療機関を受診することは、どのような機能が低下していて、今後どのような症状がでるのかを予測することができるので、進行予防に役立てることができると話されました。

講演会の参加者からは、「介護しておられる方大変さを思い、他人事ではないと思った」「認知症の人のとまどいや不安な気持ちを受け止めてあげることの大切さを感じた」「楽しく過ごすことが大切」といった声が聞かれました。

会場 1 階ロビーでは、南部箕蚊屋広域連合の各地域包括支援センターの活動展示や、南部町・伯耆町・日吉津村の『認知症の家族介護者の集い』の活動状況展示などがあり、良い情報収集の場となりました。



介護相談員に ご相談ください

介護相談員は、南部箕蚊屋広域連合管内の介護サービス事業所を訪問し、利用者や家族の疑問や相談に応じ、場合によっては事業所と利用者との橋渡しもしています。

現在 16 名の介護相談員が活動しています。サービスを利用して困ったことや不安や疑問など、日ごろ感じておられることを介護相談員へご相談ください。

新しい介護相談員です

平成 24 年 10 月に委嘱され、活動しています。



井上 久美子さん
(伯耆町)



田中 徳恵さん
(伯耆町)

相談日等が知りたい方は
南部箕蚊屋広域連合
までお問い合わせください。

このような 相談がありました

- ・ 部屋が寒いと相談を受けたので、施設職員に伝え、様子を見てもらうようにしました。
- ・ 「散髪がしたい」と希望される方がいたので施設職員に伝え、午後、美容室の予約をしてもらいました。
- ・ 新しく入所された方の話をうかがいました。

『事例を通して学ぶ会』を開催しています

南部箕蚊屋広域連合管内の居宅介護事業所や介護サービス提供事業所の職員の方と『事例を通して学ぶ会』を開催しています。平成 24 年度は 2 回開催し、それぞれ 30 名程度の方が参加されました。

事例を通して学ぶ会では、ケアマネジャーが日頃かかわっている方の事例を通して、参加者のみなさんとグループをつくりその事例について様々な意見を交わします。

参加者のみなさんからは「地域のネットワークの大切さを再確認できました」「いろいろな視点からたくさんの意見があり、自分の考えだけにらず良いと思いました」などの意見があり、普段の業務にいかされている様子がうかがえます。

地域のケアマネジャーや介護サービス事業所の職員がそれぞれの業務の中で少しでも介護を受けている方とのかかわりをよくするために『事例を通して学ぶ会』を一層充実させていきます。

利用者負担の 軽減事業があります



介護のサービスを利用したときの利用者負担はかかった費用の1割ですが、利用者負担が高額にならないよう次のような軽減制度があります。

制 度	内 容	手 続 き
高額介護(予防)サービス費	同じ月に支払った利用者負担が、一定の上限額を超えたとき、超えた分が申請により払い戻されます。 <上限額> ①市町村民税課税世帯で本人非課税：世帯で 37,200 円 ②市町村民税非課税世帯：世帯で 24,600 円 ③市町村民税非課税世帯で本人の年金収入等 80 万円以下：個人で 15,000 円 ④生活保護の被保護者：個人で 15,000 円	対象の方へは南部箕蚊屋広域連合より通知します
高額医療合算介護(予防)サービス費	高額介護サービス費等支給後の利用者負担額と医療保険の高額療養費支給後の一部負担金等の世帯での合算額が、1 年間で所得区分ごとの負担限度額を超えたとき、申請により払い戻されます。	対象の方へは医療保険の保険者より通知します
特定入所者介護(予防)サービス費	低所得の利用者が施設サービスおよび短期入所サービスを利用したとき、食費・居住費ごとに負担限度額を設定し、超えた部分を現物給付します。 <対象者> 市町村民税非課税世帯の者	利用者の申請により、対象である場合「負担限度額認定証」を交付します
社会福祉法人等による負担軽減事業	市町村民税非課税世帯で、年間収入が単身世帯で 150 万以下などの生計困難と認められる方が社会福祉法人等の提供するサービスをうけると、利用者負担の原則 1/4 を軽減します。	利用者の申請により、対象である場合「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証」を交付します

◎介護保険料のお納め忘れはありませんか？

普通徴収による介護保険料は7月～2月の間に8回に分けて納付いただいています。介護保険料の納め忘れがないかご確認ください。

65歳になられてすぐには年金からの天引きがされません。郵送された納付書を利用しお近くの金融機関（郵便局を含む）の窓口で納付するか、金融機関の口座からの振り替えをご利用ください。また、納期限から20日程度経過すると督促状が発送され、納付するときに督促手数料がかかるようになりますので、納期限内の納付にご協力ください。

介護保険は40歳以上の方が被保険者となり介護保険料を納め、介護や支援が必要になったときにサービスが利用できる支えあいの制度です。介護保険料の納付にご理解とご協力をお願いします。

■保険料を納めないでいると

1年以上
滞納すると

費用の全額をいったん利用者が負担し、申請により後で保険給付部分（9割）が支払われます。

1年6カ月以上
滞納すると

保険給付の一部または全額が一時的に差し止めとなります。

2年以上
滞納すると

利用者負担が1割から3割に引き上げられたり、高額介護サービス費等が受けられなくなります。

交通事故が原因で 介護保険サービスを使う場合は届出が必要です

交通事故など第三者により生じた病気やケガにより、介護保険のサービスを利用されるときは届出が必要です。

次のようなものも第三者行為による事故となります。

- ・ 事故車に同乗していたとき
（運転者が加害者、同乗者が被害者となり、自損事故であっても第三者行為になります。）
- ・ ひき逃げ（相手方がわからない場合でも必要です。）
- ・ 傷害事件に巻き込まれた など

詳しくは南部箕蚊屋広域連合事務局（電話 0859-39-6222）までお問い合わせください。



認知症サポーターになりませんか？

■ 認知症サポーターとは？

「認知症サポーター」は特別なことをする人ではありません。養成講座を通じて認知症についての正しい知識を習得し、自分のできる範囲で認知症の人や家族を応援するのが「認知症サポーター」です。

たとえば、友人や家族に講座で学んだ知識を伝えていくことや、認知症の人や家族の気持ちを理解するよう努めること、商店や交通機関、自らの働く場など身近なところで、自分にできる範囲で手助けをするといったことも、サポーターにできる支援のひとつです。

■ 認知症サポーター養成講座とは？

地域住民や学校、職域団体等を対象に、認知症の正しい知識や接し方について学ぶ住民講座・ミニ学習会などのことを「認知症サポーター養成講座」といいます。この養成講座を受講した人が、「認知症サポーター」となります。講座を修了すると、認知症の人を支援するサポーターの目印として、「オレンジリング」が渡されます。



伯耆町では、小学校5年生を対象に講座を開催し、伯耆町初となる小学生サポーターが誕生しています。



南部町の地域住民の方を対象としたサポーター養成講座の様子です。

南部箕蚊屋広域連合では、認知症サポーター養成講座の開催を通じ、認知症についての正しい知識や理解を広め、地域で暮らす認知症の人や家族を温かい目で見守っていただける「応援者」を増やしていきたいと考えています。

サポーター養成講座は各町村で開催しており、地域包括支援センターが窓口となっていますので、お気軽にご相談ください。

お問合せ先

南部地域包括支援センター
電話 66-5524

伯耆地域包括支援センター
電話 68-4632

日吉津地域包括支援センター
電話 27-5952

■ 発行・編集／南部箕蚊屋広域連合

〒683-0351 鳥取県西伯郡南部町法勝寺377-1(南部町役場法勝寺庁舎内) TEL 0859-39-6222 FAX 0859-39-6223
ホームページ <http://www.nan-mino.jp>